



所 管	まちづくり企画部交通政策課		
担 当	樋田 夏子	問い合わせ	0573-26-2111 (内線 424)

報 道 機 関 各 位

地域公共交通経営安定化事業について

新型コロナウイルス感染症、さらには原油価格の高騰により影響を受けている交通事業者が経営基盤の安定を図るため、新たな日常生活を見据えた地域交通に対する需要喚起及び感染防止対策に要する経費を補助する事業費を9月補正予算に計上するので、お知らせします。

記

1. 対象者

市内に本社又は営業所がある交通事業者で次のいずれかに該当するもの。

- (1) 鉄道事業（地方鉄道）
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業を行うもの（乗合バス）
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業を行うもの（貸切バス）
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業を行うもの（タクシー）

2. 補助予定額

交通事業者1社につき5,000千円を上限とし、次の表の区分による。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
新たな日常を見据えた経営基盤安定化のための次に掲げる事業	補助対象事業の欄の各号に掲げる事業区分に応じ、それぞれ次に定める経費	次に掲げる額の合計額と5,000千円のいずれか少ない額
①事業の拡大	新たな事業開発の導入に必要な経費	補助対象経費の実支出額から国の補助金その他の収入額を差し引いた額に5分の4を乗じて得た額
②デジタル技術の導入	キャッシュレス化等に必要な経費	補助対象経費の実支出額（2,000千円を上限とする。）から国の補助金その他の収入額を差し引いた額に5分の4を乗じて得た額
③感染防止対策の強化	感染防止対策に係る経費	補助対象経費の実支出額（2,000千円を上限とする。）から国の補助金その他の収入額を差し引いた額に5分の4を乗じて得た額



市公式キャラクター
『エーナ』



3. 事業費（9月補正予算）

歳入 21,000 千円（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）

歳出 21,000 千円（基幹交通対策事業費（移動））